

コーポレートガバナンスに関する基本方針

(目 的)

第1条 この基本方針は、株式会社秋田銀行（以下「当行」という。）がコーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスを確立することを目的として制定する。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念に基づき、次のとおりコーポレートガバナンスの充実に努める。

- 1 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努める。
- 2 株主、地域社会、お客様、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼され選ばれる金融機関であるために、健全で公正な業務運営を行う経営に努める。
- 3 取締役会・監査等委員会のほか、常務会、コンプライアンス委員会等の各種委員会、その他外部機関等による経営管理態勢の充実に努め、コーポレートガバナンス体制の向上に努める。
- 4 会社情報の適切な開示を行うとともに、非財務情報を含む情報の自主的な開示に努める。
- 5 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話に努める。

(取締役会)

第3条 取締役会は、銀行業務に精通した社内取締役と専門的な知識と豊富な経験を備えた社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性に配慮する。また、取締役会の機能の効率的な発揮および取締役会の活性化の観点から、定款において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を11名以内とし、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定める。

- ② 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任をふまえ、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化をはかることについて責任を負う。
- ③ 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、頭取その他の経営陣の指名・評価およびその報酬の決定、当行が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当行の重要な業務執行の決定等を通じて、当行のために最善の意思決定を行う。
- ④ 取締役会は、取締役会規程を制定し、法令・定款で定められている事項のほか、経営

に関する重要事項を取締役会決議事項の範囲として規定する。また、取締役会は、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定することを常務会の役割と定め、常務会規程を制定する。

(取締役)

第4条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を行う。

- ② 取締役は、その期待される能力を発揮して、当行のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- ③ 取締役は、就任するにあたり、関連する法令、当行の定款、取締役会規程その他の当行の内部規程を理解し、その職責を十分に果たさなければならない。
- ④ 社外取締役は、専門的知識や幅広い見識、豊富な経験等を当行の経営に反映するとともに、取締役会における客観的・中立的な立場からの助言等により、業務執行の適正性を確保する。

(経営陣幹部の選解任と取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任方針および手続)

第5条 当行の経営理念に対する深い理解のもと、適切に業務を遂行することができる知識と豊富な経験を有する人物を、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選任する。また、出身分野における専門的知識や豊富な経験を生かし、当行取締役としてその知見を生かすことが期待できる人物を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選任する。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、第8条に規定する「評価・指名および報酬等委員会」での審議を経て、取締役会が決定する。
- ③ 取締役がその機能を十分に発揮していない、または、法令、定款等への違反が認められる場合は再任しない、または解任する。

また、「評価・指名および報酬等委員会」における取締役の評価、審議等を踏まえ、取締役会が再任すべきでない、または解任すべきとした場合は、取締役候補者に指名しない。

(監査等委員会および監査等委員)

第6条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えるコーポレートガバナンス体制を確立する責任を負う。

- ② 監査等委員会は、前項の責任を果たすため、内部統制システムを踏まえた監査の方針等を定め、内部監査部門等と連携し、効率的かつ実効性のある監査に努める。

- ③ 監査等委員会および監査等委員は、独立した立場から能動的・積極的に権限を行使し、取締役会および取締役に対して意見を述べる。

(監査等委員である取締役候補者の選任方針および手続)

第7条 業務執行者からの独立性が確保でき、当行の健全で持続的な成長を実現し、社会的信頼に応えるコーポレートガバナンス体制を確立することができる人物を監査等委員である取締役の候補者として選任する。

- ② 監査等委員である取締役候補者については、頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、第8条に規定する「評価・指名および報酬等委員会」での審議を経て、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

(評価・指名および報酬等委員会)

第8条 「評価・指名および報酬等委員会」は、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上という観点から、コーポレートガバナンスの充実をはかることを目的に、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行う。

- ② 「評価・指名および報酬等委員会」は、取締役5名以内で構成し、過半数を社外取締役とする。
- ③ 委員長は、独立社外取締役とし、副委員長は、委員長以外の社外取締役の中から互選により決定する。
- ④ 「評価・指名および報酬等委員会」は、必要に応じて開催する。

(取締役会の評価)

第9条 取締役会は、毎年取締役による自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。また、その結果の概要を開示するとともに、必要な改善をはかる。

(取締役の報酬等)

第10条 当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給する。

- 1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の3つで構成し、次のとおりとする。

- (1) 各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、役位別に固定のものとして定める。
- (2) 賞与は、業績等を勘案して支給総額および各取締役（監査等委員である取締役お

よび社外取締役を除く。)への配分を取締役会において決定する。

(3) 業績連動型株式報酬は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標(当期純利益)の達成度に応じて0%~200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

2 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は基本報酬と賞与の2つにより構成し、基本報酬はその職務に鑑み固定のものとして定め、賞与は前号と同様の方法により決定する。

3 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等は、監査・監督の独立性を確保する観点から固定報酬のみとする。

② 取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、第8条に定める「評価・指名および報酬等委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(社外取締役の独立性に関する判断基準)

第11条 当行は、別記「社外取締役の独立性に関する判断基準」により指定する社外取締役を独立役員とする。

(取締役に対するトレーニングの方針)

第12条 社外取締役を含む取締役が、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識を習得、更新することができるよう、就任時以降継続的に必要なサポートを行うとともに、その費用を支援する。

(株主との建設的な対話に関する方針)

第13条 当行は、次の方針に基づいて株主の皆さまとの建設的な対話の促進に取り組む。

1 株主の皆さまとの対話

株主の皆さまからの対話の申込みに対し、経営企画部担当役員を責任者として、積極的に機会を提供する。また、経営企画部担当役員のほか、代表取締役その他の役員も必要に応じて対話に参加する。

2 建設的な対話を促進するための体制

経営企画部を対話の申込み窓口とし、適宜関連部門と連携することにより各種の情

報を収集・分析し、適切な形で株主の皆さまに提供する体制を整備する。

3 個別面談以外の対話手段

株主の皆さまとの対話の一環として、毎年、複数回の各種IRを実施する。

4 対話における意見のフィードバック

株主の皆さまとの対話における意見等は、経営企画部担当役員から経営陣および取締役会へ報告する。

5 インサイダー情報の管理

インサイダー情報の管理については、内部情報管理および内部者取引規制に関する規程等を定めるなど、適切な体制を整備する。また、当行に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、株主の皆さまの実質的な平等性を確保すべく努める。

(情報開示の充実と透明性の確保)

第14条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当行およびその子会社から成る企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当行の方針を決定し、適時適切に開示する。

② 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則にしたがって、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示する。

(政策保有株式および政策保有株主に関する方針)

第15条 当行は、当行の中長期的な企業価値の向上、または地域経済の発展に資すると認められる場合を除き、政策保有株式は資本効率の向上等の観点から縮減していくことを基本方針とする。

取締役会は、毎年、政策保有株式のうち上場株式について、保有目的が適切か、保有にともなう便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、保有の合理性を個別銘柄ごとに検証する。検証の結果、保有の合理性が認められない銘柄については、市場に与える影響等を考慮したうえで、縮減を進める。

政策保有株主から当行の株式の売却等の意向が示された場合には、政策保有株主の意向を尊重し対応する。また、政策保有株主との間で、当行や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

(政策保有株式の議決権行使基準)

第16条 当行の政策保有株式にかかる議決権行使については、個別議案ごとに定めたガイドラインに基づき適切に賛否を判断する。また、株主提案、買収防衛策の導入議案などの当該企業の企業価値に大きく影響を与えうる議案や、不祥事が発生した企業の議案などについては、特に慎重に賛否を決定する。

(株主の利益に反する関連当事者間取引の防止)

第17条 当行および株主の共同の利益を害することのないよう、関連当事者間の取引について、次の体制および手続きを定める。

- 1 取締役会は、法令等遵守方針に基づき、コンプライアンス・マニュアルを定め、株主の権利行使に関する利益供与の禁止および利益相反行為等の禁止を周知徹底する。
また、コンプライアンスの遵守状況については、定期的に取り締役会が報告を受け、監視する。
- 2 取締役の競業取引および利益相反取引については、取締役会規程において取締役会の事前承認および事後報告を必要とする事項として定める。
- 3 役員、主要株主等との重要な取引または通例的でない取引については、取締役会規程において取締役会の承認事項として定める。

(以 上)

(別 記)

社外取締役の独立性に関する判断基準

現在または最近^{(注) 1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

- 1 当行を主要な取引先とする者^{(注) 2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 2 当行の主要な取引先^{(注) 3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間100万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注) 4}に限る。）
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人

(注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。

2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。

3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。

4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(以 上)